



新型コロナウイルス感染症 水際対策



施設に持ち込まないために

宮城県新型コロナウイルス感染症対策介護ワーキンググループ

周辺地域で流行が発生した状況の場合

1 日頃から意識することが大切です！

- ・持ち込まないには、「しっかり予防！」
- ・すぐに申告、「自分と家族の風邪症状！」
- ・一番用心、「エアロゾル！」
- ・常に確認、「マスクの密着！」
- ・常時窓開け、「温度差換気！」
- ・休憩中も、「換気とマスク！」
- ・一ケアごとに、「前後の手洗い！」
- ・車は三密、「外気モードでしっかりエアコン！」
- ・カラオケ、宴会、「三密行かない！」
- ・食事と運動、「睡眠確保！」
- ・検温は、「自宅で1回、職場で2回！」
- ・風邪気味ならば、「堂々と休む！」
- ・治ったら、「堂々と復帰！」
- ・今日も一日、「あたりまえを守ろう！」



～ある介護施設の標語～

2 問診票で来訪者へのチェックを徹底しましょう！

- 利用者への面会以外の訪問（ボランティア等）は原則として禁止する
- 家族等の面会は、予約制として時間や場所を指定し、換気と距離に配慮しながらできるだけ継続できるように努力する
- ※感染状況に応じて制限する
- 面会制限によって家族と疎遠にならないよう、定期的に報告をし、web面会を推進する
- 必要不可欠な医療介護従事者など、出入りする者をできるだけ固定する

3 職員と利用者の健康管理を徹底しましょう！

- 1週間以内の三密な行動歴、流行地への往来履歴があった場合は、14日間は不織布マスクを着用し、手洗いを強化して体調に注意しながら勤務（利用）する
- 職員、職員家族が有症状の場合は、かかりつけ医等に相談、受診、あるいは相談センターに連絡する
- ※症状の持続が3日以内であれば消失後48時間で復帰
- 利用者、利用者家族が有症状の場合は、かかりつけ医等に相談する
- ※必要時は施設から保健所に連絡して情報共有する
- 職員が自宅待機となった場合は、朝夕2回の検温結果と健康状態を上長に報告する
- 入居系事業所では有症状者（職員と入居者）の発生を発症日ごとの積み上げグラフでチェックする
- ※集団感染の兆候を見逃さないようにする

4 医療機関との協議をしておきましょう！

- 流行時は遅滞なくPCR検査や抗原検査を実施する
- ※透析については事前に協議しておく